

利益相反管理方針

播陽証券株式会社

第1章 総則

(目的)

第1条 この方針は、金融商品取引法第36条第2項に定める、お客様の利益が不当に害されることのないよう、金融商品取引業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該金融商品取引関連業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この方針における定義は次のとおりとする。

(1) 利益相反取引

利益相反取引とは、金融商品取引法第36条第2項に定めるお客様の利益が不当に害されるおそれがある取引をいう。

(利益相反管理方針の策定・公表)

第3条 当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3第1項第3号の規定に基づき、利益相反管理方針を定めるとともに、その概要を公表するものとする。

(役職員の責務)

第4条 役職員は、この利益相反管理方針を遵守し、適正に業務を遂行するとともに、お客様の利益を不当に害することのないよう行動するものとする。

第2章 利益相反管理に関する体制整備

(利益相反管理部署等の設置)

第5条 当社は、利益相反管理体制の整備及びその運用等に関する事項を統括する者として、利益相反管理統括者を設置するとともに、適切な利益相反管理を遂行するため、利益相反管理部署を設置するものとする。なお、当社の利益相反管理統括者は、内部管理統括責任者とし、利益相反管理部署は、管理部とする。

(利益相反管理部署等の責務)

第6条 利益相反管理統括者は、当社の利益相反管理体制の整備及びその運用等に関する事項を統括するものとする。

2 利益相反管理部署は、次に掲げる事項を行うものとする。

- ① あらかじめ利益相反取引を特定し、利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を適切に検証し、改善するものとする。
- ② 利益相反管理に必要な情報等を集約するものとする。

- ③ 利益相反管理に係る人的構成、業務運営体制及びその管理状況を定期的に検証するものとする。

(利益相反取引の特定・類型化)

第7条 当社は、お客様の利益相反取引について、次のとおり特定・類型化し、管理するものとする。なお、新たに業務を開始する場合及び当社以外の既存の会社又は新たに新設される会社等が当社の親子金融機関等に該当することとなる場合には、利益相反管理部署において、あらかじめ利益相反取引を特定・類型化するものとする。また、管理対象取引の特定は、当社が行う個別の取引や当社が提供する商品・サービス等を定期的に把握・検証することにより行うものとする。

- ① 有価証券に係るお客様の潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について、お客様に推奨・販売する又は自己勘定取引を行う行為（フロントランニングも含まれる。）

管理方法例→ 情報の遮断、コンプライアンス・マニュアル等社内ルール制定

(利益相反管理の方法)

第8条 当社は、次に掲げる方法により、お客様の利益相反を適切に管理するものとする。

- ① 情報隔壁の設置による部門間の情報遮断
- ② お客様の利益相反取引の条件又は方法の変更
- ③ お客様の利益相反取引の中止
- ④ 利益相反の状況についてのお客様への開示
- ⑤ その他

(記録の保存)

第9条 利益相反取引の特定及び管理のために行った措置に係る記録は、作成日から5年間保存する。

(監査)

第10条 管理部は、各部室店における利益相反の管理の状況について、内部監査規程に基づき監査を行うものとする。

(研修)

第11条 当社は、利益相反に関する研修を実施するものとする。

(利益相反管理の対象となる会社の範囲)

第12条 利益相反管理対象となる会社の範囲は、次のとおりとする。

・ 播陽証券株式会社

(平成21年6月1日)